

南九州市告示第137号

南九州市温泉施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 6 月 26 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市温泉施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

南九州市温泉施設利用助成事業実施要綱（令和 7 年南九州市告示第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「(身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に規定する身体障害者障害程度等級が 1 級から 5 級までのもの)」を削る。

第 3 条第 1 項中「170円」を「190円」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年10月 1 日から施行する。